

寒さも緩み、本格的な春が近づいてきました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 安衛法規則改正に関する意見募集（厚生労働省）

令和3年7月19日に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の内容を踏まえた労働安全衛生法に基づく「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」について意見募集が開始された（令和4年3月18日まで）。なお、公布日は令和4年5月上旬を予定しており、施行期日は項目毎に異なる。

[もっと詳しく📄](#)

[厚生労働省（「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集について）](#)

[厚生労働省（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要））](#)

② 毒劇法の毒劇物指定令及び施行規則の一部を改正（厚生労働省）

令和4年1月28日、毒劇法の「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。本改正によって1物質が新たに劇物に指定、2物質が毒物から劇物に変更、1物質が劇物指定から除外となり、令和4年2月1日から施行された（劇物からの除外は公布日より施行）。

[もっと詳しく📄](#)

[官報（政令第三十六号 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令）](#)

[官報（厚生労働省令第十七号 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令）](#)

[厚生労働省（毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知））（PDF）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① POPRC17の開催（ストックホルム条約事務局）

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合（POPRC17）が1月24～28日に対面とオンラインのハイブリッド形式で開催された。本会合では、条約の廃絶対象物質（附属書A）へのメトキシクロルの追加を締結国会議に勧告すること、また、デクロランプラス及びUV-328について、リスク管理に関する評価を検討することが決定された。新たに提案されたクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（炭素数14で塩素化率45wt%以上のもの）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（PFCA）とその塩及び関連物質については、リスクプロファイル案を作成することが決定された。

[もっと詳しく📄](#)

[経済産業省（ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合（POPRC17）が開催されました）](#)

[Seventeenth meeting of the Persistent Organic Pollutants Review Committee \(POPRC.17\)](#)

② REACH SVHCの8物質を認可対象物質に追加する勧告案への意見募集（ECHA）

ECHAは、高懸念物質（SVHC）としてREACH規則の認可対象物質候補リスト（Candidate list）に収載されているエチレンジアミンなど計8物質について、認可対象物質に追加する勧告案の意見募集を開始した（2022年5月2日まで）。

[もっと詳しく📄](#)

[ECHA（Do you have information on uses of eight substances proposed for authorisation?）](#)

[ECHA（Annex to a news release）](#)

③ 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）の制限提案に向けた情報収集（ECHA）

ECHAは、炭素鎖長C14～C17のクロロアルカンを含む中鎖塩素化パラフィン（MCCP）について、REACH規則の制限提案に向けた情報収集を開始した（2022年3月25日まで）。調査対象物質はECHAのホームページ上に掲載されている。

[もっと詳しく📄](#)

[ECHA（Current calls for comments and evidence）](#)

[ECHA（List of substances under investigation）（PDF）](#)

特集：「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の概要③

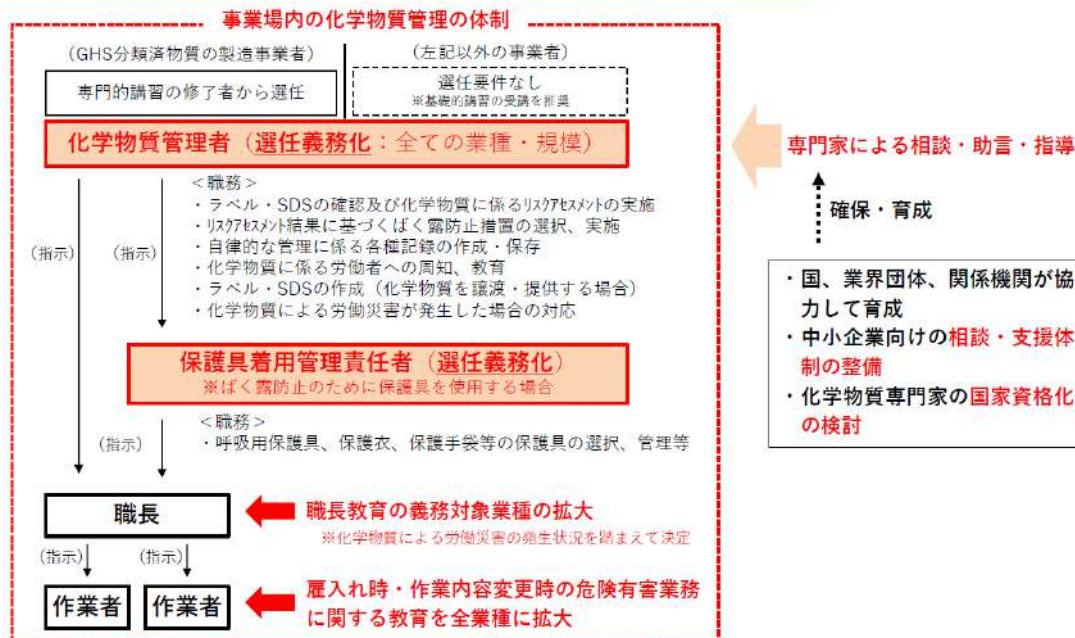
掲題の報告書について、先月号では SDS 等による情報伝達の強化に伴う通知対象物質の追加について紹介しました。今月号では、職場における化学物質管理体制の強化について紹介します。

2022 年 2 月 17 日に以下の内容に沿った「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」が公表され、3 月 18 日まで意見募集が実施されています（前ページの国内動向①参照）。

【事業場における化学物質に関する管理体制の強化】

報告書の中で、化学物質規制の見直しによる「事業場における化学物質管理体制の強化」が示されています（下図参照）。その中で「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」の選任の義務化が示されています。化学物質管理者に求められる職務は、リスクアセスメントの実施、各種記録の作成・保存、労働者の教育など大変範囲が広く、複数名の選任も認められています。事業者は化学物質管理者による化学物質管理の実施にあたり、外部専門家への相談や助言、指導を受けることができ、国や業界団体は外部専門家の確保及び育成を行うこととされています。

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント（厚生労働省、2021）より

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000807803.pdf>

～CERI では作業員リスクアセスメント支援、SDS 作成を承っています。お気軽にお問い合わせください。～

お知らせ

○セミナー情報 4月開催予定のセミナーにて、本機構の関沢職員が講師を務めます。

「PFOA・PFOS等を含めた「PFAS」（有機フッ素化合物）における規制動向、その企業対応【2022年版】」

日時：2022年4月5日(火) 10:30～16:30（オンライン開催）

講師紹介割引（20%割引）があります。 [技術情報協会（セミナー申込HP）](#)

「欧州・日本における有機フッ素化合物（PFAS）の評価・規制動向セミナー」

日時：2022年4月8日(金) 13:30～15:30（開場12:30、オンライン開催）

[ハニカム・テクノロジー株式会社（セミナー申込HP）](#)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136（担当：茅島、佐野）

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp